

次に、新居浜市国際化基本指針についてお伺いします。

本市では、2009年、平成21年2月に新居浜市国際化基本計画を策定し、本市が目指す国際化の方向性を示すとともに、市民や民間団体等との協働により、総合的、計画的に推進してきたと認識しております。

本市の人口は想定以上に減少していると感じている一方で、外国人の人口は増加傾向にあります。2019年度末には1,388人で、2009年度末の906人と比べ482人、53.2%増加し、過去最高となりました。その後も増加が続き、2024年度末には、新居浜市の人口は11万2,000人前後で、外国人住民は1,792人となっており、2010年と比較するとほぼ倍増しております。

外国人住民の割合は全国平均約3%よりは低いものの、本市においても多国籍化が進んでおり、内訳は、ベトナム630人、フィリピン267人、インドネシア167人、韓国162人、中国135人、ミャンマー107人、ブラジル97人、ネパール58人、インド、カンボジア、台湾、米国など、それぞれ少数、その他となっていると伺っております。

外国人人口が増加する中で、本市では、2021年3月に新居浜市国際化基本指針を策定し、誰もが住みたい住み続けたい多文化共生のまちにはまを基本理念として定め、多文化共生社会の実現に向けて、関係機関、関係団体の活動を含め、全庁挙げて様々な取組を進められておられます。

現在の指針期間は、第六次新居浜市長期総合計画と同様に、2021年度から2030年度までの10年間とされ、5年で中間見直しを行うとされています。この指針のうち、基本方針では、多文化共生社会の推進として、コミュニケーション支援、生活支援、国際化意識の啓発、社会参画推進、都市間交流、観光交流を盛り込み、地域の国際化の推進体制と5つのフィールドによる役割分担も掲げ、基本理念を達成するために具体的な施策も策定されております。

そこで、以下お伺いします。

指針策定以降の具体的な取組状況と成果をどのように評価していますか。

また、人口減少や外国人住民の増加など、社会情勢の変化を踏まえ、指針の中間見直しや改定の検討は行っていますか。

外国人アンケートでは、困っていることは言葉に関することが62.7%と最も高い割合を占めております。現在実施している日本語教室は、どのような体制で運営され、受講者数はどうなっていますか。

また、今後は日本語支援体制をどのように強化していくのか、お伺いします。

あわせて、外国語で相談できる窓口の充実が求められておりますが、生活相談窓口の多言語化対応は十分に機能していると認識しているのか、今後の拡充方針についてお聞かせください。

外国人住民の増加に伴い、医療や防災分野での情報伝達体制の充実が重要となります。特に、防災分野において、避難情報や災害時の行動指針をどのように多言語で提供していますか、具体的な取組をお伺いします。

また、国際化は単なる交流事業ではなく、共に暮らす地域づくりが重要であると考えます。その観点か

ら、自治会等地域組織との連携、学校現場での多文化共生教育の推進、外国人を雇用する企業との連携について、具体的にどのような施策を講じているのか、お伺いします。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。沢田市民環境部長。

○市民環境部長（沢田友子）（登壇） 新居浜市国際化基本指針についてお答えいたします。

まず、指針策定以降の具体的な取組状況と成果の評価についてでございます。

指針の策定以降、既存事業に加え、国際理解講座、友好都市等との文化交流、多言語版外国人のためのガイドブックの配布など、国際化意識の向上や生活支援では一定の成果がありました。

一方で、多言語による災害情報や教育・福祉・医療分野での支援、外国人の社会参画、推進体制の整備については依然として課題となっており、今後も継続した取組が必要であると認識しております。

次に、基本指針の中間見直しにつきましては、昨年6月に検討委員会を設置し、検討を進めてまいりました。今月下旬に、外国人住民の増加やコミュニティー意識の変化、国の外国人労働者受入れ制度の改正など、社会情勢の変化を踏まえた見直しを決定する予定としております。

次に、日本語教室についてでございます。

日本語教室は、新居浜市国際交流協会へ委託し、平日夜間の週2回は総合福祉センターで、土曜日、日曜日は随時国際交流協会で開催しております。講師は、にいはま日本語の会をはじめとするボランティアの方で、習熟度に合わせたクラス編成となっております。令和6年度の夜間教室の受講者数は、実人数は116人で、延べ3,307人に上っており、土・日曜日の受講者数は実人数20人となっております。

日本語支援体制の強化につきましては、国際交流協会において、今年度はボランティア日本語教師養成講座を日中と夜間の2部制で開催するなど、受講しやすい環境整備に取り組んでいるところでございます。来年度も引き続き工夫を重ねながら、ボランティア人材の確保に努めてまいります。また、対面教室での受講が難しい外国人の方には、愛媛県国際交流協会が実施するオンライン教室や国の学習サイトの情報提供も行っております。

次に、生活相談窓口の多言語化対応についてでございます。

現在、外国語での相談があった場合には、翻訳機を使用し対応しております。令和6年度の相談件数138件のうち、108件は日本語で対応しており、外国人にも分かりやすい、やさしい日本語や翻訳機を使いながら多言語化に対応できていると認識しております。

近年、外国人住民の増加に伴い、相談件数も増加しておりますことから、今後は相談窓口の体制強化に取り組んでまいります。

防災分野の多言語化は、今後の課題として取組が遅れている状況でございますが、外国人向けに多言語通訳者を配置した防災学習会を実施いたしました。また、多言語対応の災害情報アプリなどの情報取得ツールの紹介等を通じて、防災情報の多言語支援を行っております。

次に、多文化共生による地域づくり施策についてでございます。

本市国際交流員が、学校、企業等で国際理解講座などを実施しており、2024年8月の着任以降、延べ22回派遣しております。また、本年1月には、国際交流協会主催のやさしい日本語セミナーを開催し、多くの市民や企業関係者の方に御参加いただきました。

今後も、国際交流員の活用や国際交流協会との連携により、多文化共生の推進に努めてまいります。

○議長（田窪秀道） 伊藤優子議員。

○24番（伊藤優子）（登壇） 御答弁ありがとうございます。翻訳機の活用がなされているということで安心しました。1点、窓口の強化をよろしくお願いします。